

政令第百六十八号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号イの規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「別表」の下に「（六の項を除く。）」を加える。

別表一の項（二十九）中「組立」を「組立て」に改め、同項（四十二）中「トリガー火花間げき」を「トリガー火花間隙」に改め、同項（四十六）中「遮へいする」を「遮蔽する」に改め、同表二の項（二）中「充てん用」を「充填用」に改め、同表四の項（二十一）中「重力勾配計」を「重力勾配計」に改め、同表に次のように加える。

六	次に掲げる物資（十六）から（二十四）まで及び（二十六）から（二十八）までに掲げる物
---	---

資にあつては、五の項に掲げるものを除く。）

(一) 牛の肉（冷凍したものに限る。）

(二) 魚のフィレ（冷凍したものであつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）

(三) キヤビア又は魚卵から調製したキヤビア代用物

(四) アルコール飲料

(五) 製造たばこ又は製造たばこ代用品

(六) 香水類又はオーデコロン類

(七) 美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品

(八) トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

(九) ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに
限る。）

(十) 財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コ
ンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

(十一) 衣類又は衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

(十二) 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品又は人造毛皮製品

(十三) じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

(十四) 鉛ガラス製のコップ類

(十五) 天然若しくは養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、
オスミウム、パラジウム、ロジウム又はルテニウムをいう。以下同じ。）若しくは特定金
属を張った金属又はこれらの製品

(十六) 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及
びディスプレイから成るものに限る。）

(十七) マイクロホン若しくはそのスタンド、拡声器、ヘッドホン若しくはイヤホン、マイク
クロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器又は電気式音響増幅装置

(十八) 音声再生機、録音機若しくはビデオの記録用若しくは再生用の機器又はこれらの部
分品若しくは附属品

(十九) 録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その
他これに類する記録をしたものを含む。）

(二十) ビデオカメラレコーダー又はデジタルカメラ

(二十一) ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む
。）

(二十二) テレビジョン受像機器（カラーのものであって、外務省令・財務省令・国土交通
省令で定めるものに限る。）又はビデオモニター（カラーのものに限る。）若しくはビデ
オプロジェクター

(二十三) 乗用自動車

(二十四)	モーターサイクル（モペットを含む。）又は補助原動機付きの自転車
(二十五)	ヨットその他の娯楽用若しくはスポーツ用の船舶又はカヌー
(二十六)	写真機（一眼レフレックスのものに限る。）
(二十七)	映画用の撮影機又は映写機
(二十八)	投影機、写真引伸機又は写真縮小機（映画用のものを除く。）
(二十九)	映写用又は投影用のスクリーン
(三十)	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）
(三十一)	楽器又はその部分品若しくは附属品
(三十二)	万年筆
(三十三)	美術品、収集品又は骨とう

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。